

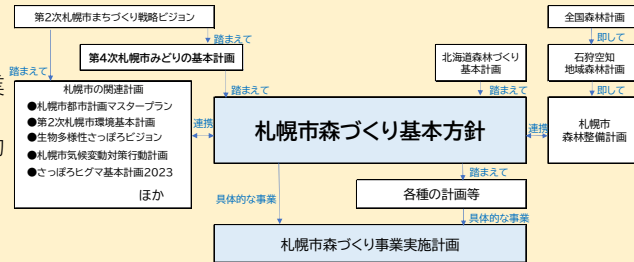
札幌市における森林整備や木材利用等に関する基本的な考えを定めるもの

方針の概要(第1章)

【対象】

- ▷森林(私有林と市有林)
- ▷林業の担い手とスマート林業
- ▷木材利用
- ▷市民と企業との森づくり活動
- ▷自然歩道等

【取組期間】 おおむね10年



社会的動向(第2章1)

間伐遅れの人工林は水源涵養・山地災害防止等の森林の機能が低下
▶全国の課題



木は細く、光が下まで届かない森林（市有林）

脱炭素社会の実現の取組
▶ゼロカーボン

非住宅分野や中高層建築物の木造率は低位

森林や木材利用に関する法整備と財源の拡充

* 森林経営管理法の施行（H31）

- ▶全ての森林で適切な管理（人工林での間伐の実施等）が義務化
- ▶私有林の間伐等を、市町村へ委託可能に

* 森林環境譲与税の創設（H31）

- ▶森林環境税を徴収（R6～）し、森林整備等に用いる財源を市町村に譲与
- ▶活用状況にメディアや市民の関心

* 木材利用等促進法の改正（R3）

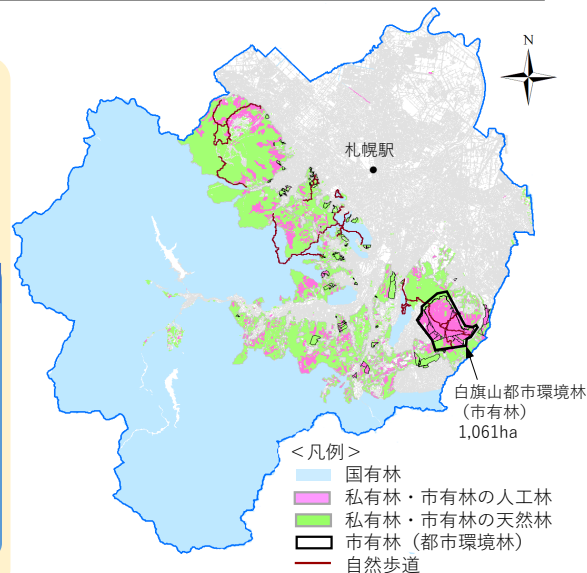
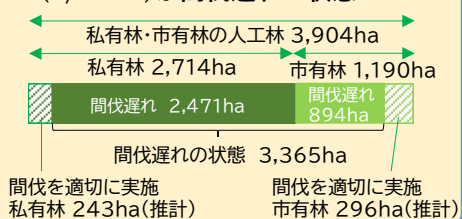
- ▶木材利用促進の対象を公共建築物から建築物一般に拡大

札幌市の現状と課題(第2章2・3)

森林（2(1) 3(1)）

- 森林面積は市域の64%
* 私有林・市有林は14%
- 私有林・市有林の25%は人工林
* 最大の人工林は白旗山都市環境林
- これまでの施策は、森林の公有化等の森林の保全が中心

○私有林・市有林の人工林の9割(3,365ha)が間伐遅れの状態



林業の担い手とスマート林業（2(2) 3(2)）

○林業の担い手が不足

課題

○スマート林業の進展

木材利用（2(3) 3(3)）

- 公共建築物において、道産木材の利用を促進(H25～)

○森林の資源量は増加しているが、木材の利用は十分に進んでいない

課題

市民や企業との森づくり（2(4) 3(4)）

- 森林ボランティアや企業CSR活動の充実

○森林整備に対する市民理解が不足

課題

自然歩道等の登山道（2(5) 3(5)）

- 自然歩道8ルート(円山等) * 無償借地
- 市民の森6地区(盤渓、西野等)
* 借地した所有者に奨励金を助成し、所有者主体の森林整備を行う制度

○施設老朽化、維持コスト増

課題

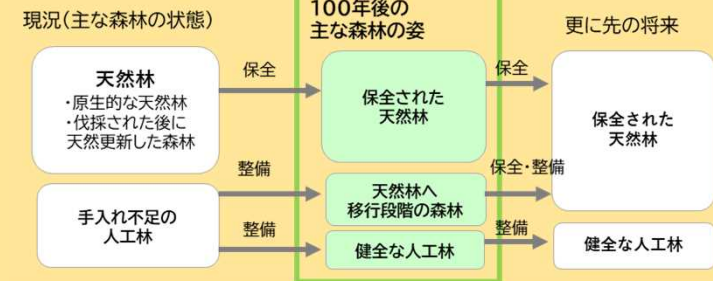
○市民の森の森林整備が進んでいない

5つの「将来像」と「施策」（第3・5章）

森林

成果指標：CO2吸収の増加量(2022年度比)【目標2,023t-CO2増】

【今後100年を見据えた森林の将来像(第3章1)】

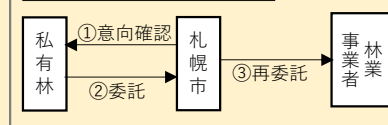


【施策(第5章1)】

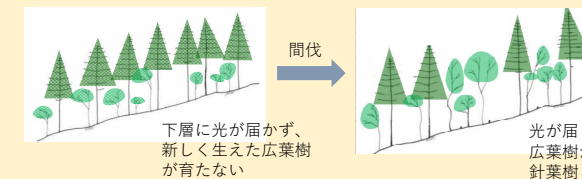
○間伐遅れの私有林の森林整備を促進

- ▶森林経営管理制度による森林整備
- ▶札幌市森林整備事業補助の実施
- ▶里山地域における森林と農地の一体的な保全・活用

森林経営管理制度の仕組み



間伐遅れの人工林の整備例（天然林へ移行）

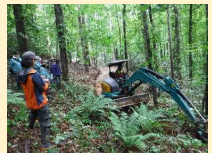


○市有林の保全と森林整備

- ▶天然林は保全を継続
* 国際的な保全目標(30by30)の検討
- ▶白旗山都市環境林等の効率的な木材搬出が可能な人工林は人工林施業を継続
- ▶その他の人工林は天然林を目指して森林整備を実施（間伐遅れの解消）
- ▶郊外の開発リスクが低下してきたことから、公有化事業は原則行わない。

○その他の森林整備に関すること

- ▶エゾシカの獣害対策
- ▶さっぽろヒグマ基本計画2023等の対策に応じた森林整備



森林整備（私有林）

林業の担い手とスマート林業

成果指標：森林整備業務入札への参加事業者数
【現状2⇒目標7事業者】

【将来像 (第3章2)】

- ・多様な事業者が札幌近郊の森林整備を担う
- ・少ない労働人口でも森林整備が維持

【施策 (第5章2)】

○担い手の確保・育成

- ▶さっぽろ連携中枢都市圏内での確保
- ▶従業員育成の支援の検討
- ▶通年雇用増の検討

○林業事業者への支援

- ▶森林整備事業量の見通しの公表
- ▶市有林での多様な発注方法の検討
- ▶異業種(造園業・土木業)の林業参入の検討

○スマート林業への取組

- ▶機械化・ICT化の支援検討



デジタル計測機器による立木調査

木材利用

成果指標：森林環境譲与税を活用して道産木材を使用した市有建築物数
【現状26⇒目標76棟】

【将来像 (第3章3)】

- ・道産木材の利用が進み、森林資源の循環とCO2の固定が進んでいる。
※札幌市は道産木材の利用を推進

【施策 (第5章3)】

○道産木材の利用促進

- ▶公共建築物における利用推進(継続)
- ▶民間建築物における利用促進の検討
・住宅や、都心における非住宅等



学校における道産木材活用

○市産材の活用と地材地消

- ▶生産～加工～使用の連携を促す取組
- ▶普及啓発の効果の高い事業で使用

○道産木材利用の普及啓発

- ▶市民の目に触れる箇所に道産木材を使用
- ▶子どもを対象とした普及啓発
- ▶北海道との連携によるHOKKAIDO WOODの取組推進の検討



市民や企業との森づくり活動

成果指標：企業等による植樹本数【目標45,000本】

【将来像 (第3章4)】

- ・森林に親しむ市民が増える
- ・ボランティア等、多様な森づくり活動が行われる



企業CSR活動による植樹

○森林や森林整備の重要性についての普及啓発

- ▶環境教育や木育等の推進
- ▶森林整備の説明看板の整備

○森林ボランティア支援、企業CSR活動促進

- ▶市有林を中心とした植樹・保育活動の場の提供

自然歩道等

成果指標：見直しを行った登山道の割合【目標75%】

【将来像 (第3章5)】

- ・利用者が自分のレベルにあった自然歩道等を利用でき、森林の普及啓発やウェルネス向上につながる。
- ・限られた財源の中、適切に維持管理されている



自然歩道

【施策 (第5章5)】

○自然歩道の新たな取扱い、効率的効果的な維持管理

- ▶登山道の量的な配置は十分であるので、新たなルートや入口の整備は原則行わない。
- ▶登山道の難易度を色分けし、初心者等への安全性を高める。
- ▶過度な整備を避けて登山道らしい道を維持することを基本とする。

○市民の森の見直し

- ▶奨励金の助成による森林整備をやめ、市で行う森林経営管理法による整備に移行
- ▶散策路は利用量や駐車場の有無等立地条件を勘案し、存廃を検討

「将来像」の実現を推進するために必要な2つの施策(第5章6, 7)

白旗山都市環境林(第4章(6) 第5章6)

白旗山都市環境林のポテンシャルの高さを活用

- ▶これほど広く、都心に近く、人工林に適した市有林があるのは政令市で札幌市のみ

多様な施業を行う森林整備、森林と木材利用の普及啓発の拠点、森林を活用したウェルネスの推進等、本方針の取組全体を体現するモデル的な森林として、最大限活用

○多様な施業方法による多様な森づくり

- ▶人工林継続ゾーン、天然林移行ゾーンなど、林分状況に応じた施業

○林業を感じられる、利用しやすい自然歩道等の整備

- ▶案内板の設置
- ▶スキーコースとしての一層の活用

○白旗山産材事業の検討

- ▶普及啓発等に効果の高い用途を検討

○多様な主体との連携

- ▶大学や研究機関、企業、ボランティア団体等

○林業の担い手育成の場としての活用

推進体制の確保(第5章7)

○林野庁、北海道、大学との連携強化

○さっぽろ連携中枢都市圏における連携

○市の体制強化と職員の技術力向上

森林環境譲与税の利活用に関する基本的考え

活用の状況(第2章3(5))

○森林整備や木材利用を中心に活用

森林環境譲与税の譲与額と活用額

(千円)

年度	譲与額	活用額				まちづくり推進基金 (森林環境譲与税)	
			森林整備	木材利用	普及啓発等	積立(取崩)	累計
R1	93,803	89,936	1,083	88,853		+3,867	3,867
R2	199,332	99,469	4,684	94,685	100	+99,863	103,730
R3	200,480	74,617	10,986	52,392	11,239	+125,863	229,593
R4	268,962	303,793	78,751	217,850	7,192	-34,831	194,761
R5	268,962	271,938	93,907	170,501	7,530	-2,976	191,785

利活用に関する基本的考え(第6章)

使途の範囲

○基本的に本方針に示す施策を使途の範囲とする。

※森林環境譲与税開始前の既存事業への充当ではなく、新規施策・拡充等に利用

○木材利用のうち、道産木材の利用を対象とする。

優先度の考え

○森林環境譲与税の創設の趣旨に鑑み「森林整備に関すること」を最優先としつつ、木材の一大消費地としての役割を担うために「木材利用に関すること」を一定程度確保し続けるものとし、両者のバランスを図るものとする。